

文京区補助金等チェックシート

所属 福祉部福祉政策課

1 補助金の名称等

26年度調査

補助金の名称	文京区民生委員・児童委員協議会の活動に対する補助金								
根拠規定等	文京区民生委員・児童委員協議会の活動に対する補助金交付要綱								
創設年月	昭和	59	年	3	月	経過年数 〔自動計算〕	30年	終了予定年月	
直近の見直し年月	平成	16	年	4	月	経過年数 〔自動計算〕	10年		
見直しの内容	補助金の交付対象を、活動に関する経費から、協議会の研修活動、部会活動、会長・副会長活動等に関する経費という形で具体的に示した。								
予算科目	款	項	目	大事業	中事業	実施計画事業番号			
	5 民生費	1 社会福祉費	4 福祉事業費	1 民生・児童委員関係経費	1 民生・児童委員活動費等				
補助金の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 奨励的補助 <input type="checkbox"/> 施設運営補助 <input checked="" type="checkbox"/> 扶助的補助 <input type="checkbox"/> 投資的補助 <input type="checkbox"/> 利子補給								

2 補助金の概要

補助目的	地域福祉の増進を図るため、文京区民生委員・児童委員協議会が行う事業に対し補助金を交付し、協議会活動のより一層の充実を図る。						
補助事業等の内容	文京区民生委員・児童委員協議会の協議会活動						
補助対象経費の内容	協議会の研修活動、部会活動、会長・副会長活動等に関する経費						
補助事業者等	<input type="checkbox"/> 区民 <input checked="" type="checkbox"/> 地域活動団体 <input type="checkbox"/> NPO(特定非営利活動団体) <input type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> その他						
	〔特定の相手方に補助している場合は具体的に記入〕 文京区民生委員・児童委員協議会						
補助金の算出	<input type="checkbox"/> 定率 { 補助率 } <input type="checkbox"/> 定額 { 補助額 }						
	<input type="checkbox"/> 補助単価 { 補助単価 単位 } <input checked="" type="checkbox"/> 規定なし <input type="checkbox"/> その他						
	〔その他の場合は具体的に記入〕 〔定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入〕						
公募の状況	非公募						
実績報告書時における用途の確認方法	<input type="checkbox"/> 領収書(写し) <input type="checkbox"/> 契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 決算書 <input type="checkbox"/> 成果物 <input type="checkbox"/> その他 { }						
補助・単独の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 区単独		負担割合	区	国	都	補助対象者
	<input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ無し) <input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ有り)		上乗せの内容・理由				

3 補助金の交付の適否に関する基準〔A:適合している、B:適合していない、C非該当〕

項目	内 容	判定	判定の理由
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	A	民生委員・児童委員は地域福祉保健の推進に欠かせない主体の一つ。
	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	A	民生委員・児童委員による相談援助活動は、地域福祉保健計画の計画事業である。
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	A	研修参加に係る費用等は自己負担ではなく、区からの補助で支出すべき費用である。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	A	研修に参加し、具体的な相談援助方法等について学ぶことは、民生・児童委員活動にとって必須である。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	C	
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	C	
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	A	研修への参加費用や会議の運営費が使途であるので、代替が困難である。
	補助金の交付による効果が認められるか	A	例年、様々な研修に精力的に参加し、また専門的な検討を実施する部会を開催するなど、地域課題の解決に寄与している。
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	A	例年、様々な研修に精力的に参加し、また専門的な検討を実施する部会を開催するなど、地域課題の解決に寄与している。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	A	民生・児童委員は毎年多くの相談援助活動を実施している。
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	A	適正な内容であり、法令等への抵触はない。
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	A	民生・児童委員は地域福祉の増進に大きく寄与している。
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	A	適正な会計処理であること、適正な使途であることを確認している。

4 交付実績

(件、千円)

項目	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(予算)
交付(見込み)件数	1	1	1	1
決算(予算)額	2,611	2,611	2,611	2,611
国庫支出金	0	0	0	0
都支出金	1,124	1,132	1,152	1,159
その他	0	0	0	0
一般財源	1,487	1,479	1,459	1,452
26年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)	文京区民生委員・児童委員協議会に交付している。会長会・副会長会を開催し、民生委員・児童委員に関する様々な課題についての検討を行っているほか、研修への参加、高齢福祉や障害福祉といった様々な分野について専門的に検討する部会を開催している。			

5 課題及び今後の方向性

地域と行政機関のパイプ役であり、地域社会の中で生活上の様々な問題を抱えている方への相談及び援助活動を行っている民生委員・児童委員に対する補助を、今後も継続していく必要がある。